

2014. 5. 30

独占禁止法審査手続についての懇談会
座長 宇賀克也 様

委員 川島千裕

「論点整理（案）」に対する意見

所用により本日の懇談会を欠席しますので、書面にて以下の通り意見を述べます。

1. 全体について

「論点整理（案）」の構成、パブリックコメントに供するものとして取りまとめられたものという性格・位置づけなど、全体として適切・適当と考えます。

2. 記載内容の追加について

過去5回の懇談会における意見・質問の趣旨及び背景にある考え方に関連して、以下の3点を「意見」（もしくは「考慮事項」）に追加いただくようご検討ください。

(1) 「2. 基本的な考え方（2）実態解明機能の確保」（P5）

- ・関連発言：第5回会合（意見）
- ・内容：

○防御権の強化により実態解明機能に支障が生じるとの懸念は理解できる。議論されている防御権の確保策に対して、調査権限の強化や予算・人員の拡充などどのような条件を付ければ当局としても受け入れることが可能かを検討することも有用である。

(2) 「2. 基本的な考え方（5）行政調査に係る制度・運用についての知識の共有」（P9）

- ・関連発言：第4回・第5回会合（質問）
- ・内容：

○任意調査において、「任意の聴取であること」「弁護士など外部と連絡を取ることができること」を事前に説明し、実際の現場においてそれを徹底させる必要がある。

(3) 「3. 論点（3）供述聴取時の弁護士の立会い」（P13）

- ・関連発言：第2回会合（質問）
- ・内容：

○事業者と従業員との間で利害対立が生じる可能性があることを踏まえ、弁護士の立会いが認められる場合には、従業員の立場に立った弁護士の同席を可能とするべきである。併せて、その費用負担のあり方についても検討する必要がある。

以上